

令和2年8月6日

関係事業者各位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

放射線業務に関する自主点検の実施について

今般、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第82号）が、令和2年4月1日公布され、令和3年4月1日から施行されます。厚生労働省では、放射線業務を行っている事業者の皆さまにおいて、その実施内容が、労働安全衛生法にもとづく電離放射線障害防止規則等に定められている内容と照らして問題ないかをこの機会に自ら点検していただくため、自主点検を実施することとしました。

つきましては、同封の自主点検票により自主点検を行い、その結果について別添の自主点検結果報告書を下記まで返送いただくか、同報告書に記載のインターネット回答画面から回答いただきますようお願いいたします。（回答期限：令和2年9月7日）

特に、医療保健業につきましては、今回の法令改正について議論をした「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」において、適切な線量測定が実施されていない事例が散見されることが報告されております。このような事例は、労働安全衛生法に抵触する可能性があることから、厚生労働省では、医療保健業における線量測定等の適切な実施が喫緊の課題と捉えております。つきましては、本自主点検につきましては、必ず病院等の管理者等まで共有し、自主点検結果報告書の確認欄にサイン等がなされた上でご提出ください。さらに、見つかった問題につきましては、病院等の管理者等も含めて対応を検討するようお願いいたします。

なお、本自主点検は、フューチャー・コミュニケーションズに自主点検票等の対象事業場への送付、回収等を委託※して実施しております。内容物の不足や回答方法等に関するご不明点などにつきましては、下記までお問い合わせください。

（※）厚生労働省「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」入札公告 URL：

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/wto-kobetu/2020/03/wt0303-04.html>

【問合せ及び提出先】

株式会社フューチャー・コミュニケーションズ

住所：大阪市中央区南船場四丁目3番2号

ヒューリック心斎橋ビル6F

電話：06（7739）6577

（平日 9：30～17：30 *土・日・祝：休）

【こちらの用紙はご提出不要です】

自主点検票

日頃、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

労働安全衛生法を所管する厚生労働省では、職場における労働者の安全と健康の確保とともに、快適な職場の形成促進に取り組んでいるところであり、放射線業務については、労働安全衛生法に基づく電離放射線障害防止規則において労働者を放射線による被ばくから防護するための被ばく線量の測定などを事業者に対して義務付けています。

この自主点検は、貴事業場における労働者の放射線防護措置が、電離放射線障害防止規則等に定められている内容と照らして問題ないかを自ら点検し、問題を自主的に改善するきっかけとしていただくとともに、令和3年度から施行される改正電離放射線障害防止規則（同封のリーフレット参照）に対応する準備を進めていただくことを目的としております。

本自主点検への回答はあくまで任意ですが、その趣旨をお酌み取りいただき、貴事業場の状況をご確認の上、設問にはありのままをご回答いただきますようお願いいたします。なお、ご回答の有無及びその内容については、今後の業務の参考とするために都道府県労働局及び所轄の労働基準監督署に送付いたします。また、所轄の労働基準監督署から貴事業場に連絡をし、状況を確認させていただく場合があります。

電離放射線障害防止規則等における法定の放射線防護措置や貴事業場における改善方法について、ご不明点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署にお気軽にご相談ください。

なお、厚生労働省は、医療保健業に従事する事業場を対象に、眼の水晶体に受ける被ばく線量の低減を支援する「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」及び「被ばく線量低減設備改修等補助金」を実施しています。また、今般の法令改正に関する説明会（「電離放射線障害防止規則改正に係る広報事業」）も実施します。それぞれの詳細は、厚生労働省ウェブサイト等でご参照できますので、事業場内で情報共有いただき、ぜひ活用をご検討ください。

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室

※本自主点検は、厚生労働省が株式会社フューチャー・コミュニケーションズに委託をして、発送、回収等を行っています。本自主点検の回答方法等に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いいたします。

株式会社フューチャー・コミュニケーションズ

電話：06-7739-6577（平日 9：30～17：30 *土・日・祝：休）

自主点検項目

- 貴事業場の、**2020年6月末時点の状況**をご回答ください（選択肢がある設問については、必要に応じて**複数回答可**）。

I 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」）に定める放射線業務従事者について

1. 放射線業務従事者数 計（ ）人

※以下、Iの2.と3.については、業種が医療保健業の場合のみご回答ください。その他の業種の場合は、IIにお進みください。

2. 放射線業務従事者の内訳

医師・歯科医師（ ）人 看護師（ ）人 診療放射線技師（ ）人 その他（ ）人

防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者（ ）人

放射線測定器を2個以上配布している者（ ）人

●これらが一致していない場合は改善が必要です。不均等被ばくとなる者に対しては、放射線測定器を2個以上配布しなくてはなりません（電離則第8条第3項）。

3. 線量測定を行っている者の線量測定方法別の対象者の範囲

3-1. 個人線量測定サービス機関を利用している者の範囲

【業務】

A：診療用放射性同位元素、エックス線装置等を使用して管理区域内で行う診療

B：エックス線装置等の操作

C：診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の介助

D：診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の観察

E：管理区域内への患者の搬送

F：その他（具体的に（ ））

【業務従事の頻度】

G：該当する業務であれば、業務に従事する頻度に関わらず全員を対象

H：該当する業務であって、一定以上の頻度で業務に従事する者のみ対象

I：その他（具体的に（ ））

【線量】

J：該当する業務であれば、被ばくするおそれのある線量に関わらず全員を対象

K：該当する業務に従事する者のうち、一定以上の線量に被ばくするおそれのある者のみ対象

一定以上の線量→（ ）mSv/（年・月・週・日・回）、その他（具体的に（ ））

【その他】

L：その他（具体的に（ ））

3-2. 電子線量計を装着している者の範囲

【業務】

- A : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等を使用して管理区域内で行う診療
- B : エックス線装置等の操作
- C : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の介助
- D : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の観察
- E : 管理区域内への患者の搬送
- F : その他（具体的に _____ ）

【業務従事の頻度】

- G : 該当する業務であれば、業務に従事する頻度に関わらず全員を対象
- H : 該当する業務であって、一定以上の頻度で業務に従事する者のみ対象
- I : その他（具体的に _____ ）

【線量】

- J : 該当する業務であれば、被ばくするおそれのある線量に関わらず全員を対象
 - K : 該当する業務に従事する者のうち、一定以上の線量に被ばくするおそれのある者のみ対象
- 一定以上の線量 → (_____) mSv / (年・月・週・日・回)、その他（具体的に _____ ）

【その他】

- L : その他（具体的に _____ ）

II 放射線業務従事者の被ばく線量について（2019年度（または直近の管理期間の1年間））

1. 実効線量

- 検出限界未満 (_____) 人
- 検出限界以上～年 20mSv 被ばく (_____) 人
- 年 20mSv 超～年 50mSv 被ばく (_____) 人
- 年 50mSv 超被ばく (_____) 人
- 把握していない (_____) 人

●これらの方々については、改善が必要です。事業者は、実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません（電離則第4条第1項）。

2. 眼の水晶体の等価線量

- 検出限界未満 (_____) 人
- 検出限界以上～年 20mSv 被ばく (_____) 人
- 年 20mSv 超～年 50mSv 被ばく (_____) 人
- 年 50mSv 超被ばく (_____) 人
- 把握していない (_____) 人

●「把握していない」に該当する方々については、改善が必要です。事業者は、全放射線業務従事者の被ばく線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。また、測定結果に基づいた線量の算定、記録、保存が必要です（電離則第9条第2項）。

●改正前の電離則（令和2年度まで）においては、眼の水晶体に受ける等価線量の限度は、1年間につき150mSvとされていますが、これらの方々については、令和3年度から施行される改正

電離則が定める限度（5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv）に対応する必要があります（電離則第5条）。改正内容や経過措置の内容については、同封のリーフレットをご参照ください。

Ⅲ 被ばく線量の管理

1. 2020年度を含む5年間の被ばく線量を管理している放射線業務従事者数 () 人

2. 2020年度を含む5年間の被ばく線量の管理方法

A：電離放射線健康診断個人票をとりまとめて管理

B：線量計メーカーから通知された書類をとりまとめて管理

C：独自の管理ツール等を用いて電子的に管理

D：管理していない

E：その他 ()

●1. については、放射線業務従事者全員分を管理する必要があります。そうでない場合（Iの1.の合計人数と一致していない場合、2.の回答がDを含む場合）は、改善が必要です。事業者は、上記電離則第4条第1項の放射線業務従事者の被ばく限度（実効線量が5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvを超えないこと）の遵守に加え、放射線事業者の線量の記録を30年間保存しなければならず、ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでないとされています（電離則第9条第2項）。

3. 2020年度を含む5年間の被ばく線量の管理期間に、貴事業場に新規所属した放射線業務従事者（前所属事業場においても放射線業務に従事していた者に限る）のうち、前所属事業場における被ばく線量を把握している者の数

() 人（前事業場での線量把握人数）／ () 人（新規所属人数）

4. 上記3.に関して、新規所属した者の前所属事業場における被ばく線量の把握方法

A：前所属事業場から通知を受けて把握

B：被ばく線量測定サービス会社から通知を受けて把握

C：当該者へのヒアリング等により把握

D：把握していない

E：その他 ()

備考（把握ができなかった場合の対応やその他特記事項等を記入）

{ }

●3. については、全員分を把握する必要があります。そうでない場合（4.の回答がDを含む場合）は、改善が必要です。事業者は、「5年間」の管理期間の途中から新たに所属した放射線業務従事者については、前事業場から当該者に交付された線量の記録等を確認して、前事業場における被ばく線量を把握することで、「5年間」の管理を行うこととされています（平成13年3月30日基発第253号）。

5. 貴事業場で実施している、放射線業務従事者の放射線測定器の適正な装着などのための周知等の方法

- A : ビデオ教材や研修会等により、放射線防護に係る教育を実施
- B : 厚生労働省のリーフレット等を適当な場所に掲示
- C : 放射線測定器が適正に装着されているか確認する体制を整備
※体制の詳細（例：装着の確認を担当する看護師がいる等）
〔 〕
- D : 周知等は行っていない
- E : その他（ 〕

備考（その他特記事項等を記入）
〔 〕

6. 放射線業務従事者以外の管理区域に一時的に立ち入る者の管理方法

- A : 個人線量測定サービス機関を利用して被ばく線量を測定
- B : 電子線量計を装着させて被ばく線量を測定
- C : 外部被ばくによる実効線量が計算により求められ、その値が 0.1mSv を超えないことが確認できる等の場合には、線量の測定を行ったものとみなしている
- D : 管理していない
- E : その他（ 〕

●回答がDの場合は、改善が必要です。事業者は、管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。
なお、Cのように線量の測定を行ったものとみなすことができる場合もありますが、その場合は当該労働者の管理区域への立入りの記録を行い、少なくとも1年間保存することが望ましいとされています（平成13年3月30日基発第253号）。

IV 今回見つかった問題点の改善方針（次年度までに実施予定のものを選択してください。）

- A : 事業場内の部門ごとに放射線業務従事者数や被ばく線量管理の状況等を把握
- B : 事業場の状況を踏まえ、事業場内全体で改善方法を検討
- C : 全放射線業務従事者に確実に放射線測定器を配布し、被ばく線量を測定し記録
- D : 全放射線業務従事者について5年間の被ばく線量を管理するため、経年的に線量データを把握・保存（前事業場における被ばく線量の把握を含む）
- E : 一時的に管理区域に立ち入る者についても被ばく線量を測定する等により管理
- F : その他（ 〕
- G : 改善を要する事項はない／改善は行わない

◎ 自主点検項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

【こちらの用紙をご提出ください】

【別添】

自主点検結果報告書

2020年 月 日

自主点検した結果は、この結果報告書に記載の上、同封の返信用封筒を用いて、9月7日（月）までにご返送をお願いします。また、下記のWebサイトからも、パスワードを入力して、回答ができます。本Webサイト上で回答された場合は、郵送によるこの結果報告書の返送の必要はありません。

【Webサイトからの回答はこちら】

URL <https://www.rsc-future.net/mhlwgo>

パスワード

事業場名称	
代表者職氏名	
事業場所在地	TEL ()
自主点検者 職氏名	

※貴事業場において、現在放射線業務を実施していない場合は右欄にチェックをしてください。
その場合、以下の回答は不要ですので、お手数ですがそのままご返送ください。

【医療保健業用】自主点検結果報告書 確認欄

病院等の管理者	衛生管理責任者	被ばく管理責任者

点検項目	結果
I 電離放射線障害防止規則に定める放射線業務従事者について	1. 放射線業務従事者数 計 人
	2. 放射線業務従事者の内訳 (医療保健業の場合のみ)
	医師 人 看護師 人 診療放射線技師 人 その他 人
	不均等被ばく 人 放射線測定器を2個以上配布 人
3-1. 被ばく線量測定サービス利用者の範囲 (医療保健業の場合のみ)	A ・ B ・ C ・ D ・ E F () G ・ H I () J ・ K (() mSv/年・月・週・日・回、その他 ()) L ()

<p>I 電離放射線障害防止規則に定める放射線業務従事者について</p>	<p>3-2. 電子線量計を装着する者の範囲 (医療保健業の場合のみ)</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E F () G ・ H I () J ・ K (() mSv/年・月・週・日・回、その他 ()) L ()</p>
<p>II 被ばく線量について (2019年度(または直近管理期間の1年間))</p>	<p>1. 実効線量</p>	<p>検出限界未満 人 検出限界以上～年20mSv 人 年20mSv超～年50mSv 人 年50mSv超 人 把握していない 人</p>
	<p>2. 眼の水晶体の等価線量</p>	<p>検出限界未満 人 検出限界以上～年20mSv 人 年20mSv超～年50mSv 人 年50mSv超 人 把握していない 人</p>
<p>III 被ばく線量の管理</p>	<p>1. 当該放射線業務従事者数</p>	<p>人</p>
	<p>2. 5年間の管理方法</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D E ()</p>
	<p>3. 当該者数</p>	<p>人(前事業場での線量把握人数) / 人(新規所属人数)</p>
	<p>4. 把握方法</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D E () 備考</p>
	<p>5. 周知等の方法</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D E () ※Cの詳細 備考</p>
	<p>6. 一時的に立ち入る者の管理方法</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D E ()</p>
<p>IV 改善方針</p>		<p>A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ G F ()</p>

令和3年4月1日から、

「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願いいたします。

今回の改正内容

1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	(電離則第5条)
2	線量の測定および算定方法の一部変更	(電離則第8条・告示第3条)
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	(電離則第9条)
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	(電離則様式第2号)
5	上記1に関する経過措置	(改正電離則附則)



1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1 cm線量当量、3 mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1 cm線量当量、3 mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記1に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」に変わります。また、全区分の欄に「検出限界未満の者」の項目が追加されます。

5 上記1に関する経過措置

一定の医師*については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間	1年間につき50mSv
・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間	3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

このリーフレットに関するご質問などについては、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。